公益社団法人 日本オーケストラ連盟

運営委員会 規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本オーケストラ連盟定款第44条の規定に基づき、運営委員会に関して必要な事項を定め、適正な運営を図ることを目的とする。

(構 成)

- 第2条 運営委員会は、地方オーケストラ連絡会から選出の運営委員5名、首都圏オーケストラ連絡会から選出の運営委員3名の計8名によって構成する。
- 2 前項にかかわらず、特段の理由があり、運営委員会が認めれば、運営委員に選出された者以外でも当該オーケストラの事務局役職員を委員とすることができる。

(会 議)

- 第3条 運営委員会は、運営委員のほか理事長、副理事長、専務理事、常務理事、及び事務局長の出席を求め、円滑な事業の運営が図れるように努めることとする。
- 2 会議は、原則として、8月及び理事会・総会の開催月を除き、月1回開催する。

(職 務)

第4条 運営委員は、運営委員会を組織し、諸課題について話し合うとともに、理事 会及び総会に提言する。

(費用弁償)

第5条 会議出席に必要な交通費については、別表の運営委員旅費規程により支払う。 2 役務の提供に対しての、報酬は支払わない。

附 則

この規程は、本連盟の設立の登記の日から施行する。

別表「旅費規程」

- 1. 新幹線利用の場合 普通・指定席 ただし、東海道新幹線は、のぞみ・普通指定席とする。
- 2. 飛行機利用の場合 普通席・往復料金 なお、大阪からの場合は新幹線料金の支給とする。